

奈良県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和二年六月九日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人葛城会かつらぎ眼科 クリニック近鉄生駒院	生駒市谷田町一六〇〇番地	令和二年四月一日
下北山村歯科診療所	三 吉野郡下北山村大字寺垣内一〇三	令和二年五月一日
あや眼科クリニック	葛城市尺土九一〇 あすかビル 二階	令和二年五月十一日